

1 人権と開発課題での統計ニーズと統計学の出会い

—政府統計国際学会 (IAOS) 2000 年会議への案内—

伊藤陽一¹

法政大学日本統計研究所/経済学部

はじめに

IAOS の 2000 年会議は、Statistics, Development and Human Rights をテーマにして 9 月 4 日 (月)～8 日 (金) の 5 日間に、スイスのレマン湖畔のモントルーで開催された。

このモントルー会議は、統計の生産者 (政府統計家) を主なメンバーとする IAOS²にとって、また同じく政府統計機関・統計家、すなわち IAOS メンバーからの影響の大きな ISI³にとっても、今日の世界的重要問題に統計が正面から立ち向かった会議、20 世紀の最後の、そして 21 世紀への橋渡しの会議、として画期的であった。この会議の概要は、日本の統計界、人権と開発の各分野での運動および研究の上で、統計に関心を持つ人々に広く伝えるべき内容を持っている。

¹ 法政大学日本統計研究所/経済学部。本稿は、『統計学』(経済統計学会機関誌) No.79(2000.9)の「海外統計事情」欄に向けた原稿を、紙数の制約を解かれて、原稿枚数にして約 3 倍に拡大・補強したものである。特に、その後、ウェブ上に「会議の結論の要約」が示されたので、これを紹介・コメント (本稿 2.5 と 4)、関連して、ウェブ上の会議の背景や狙いも新たに紹介した(本稿 2.1)。

² IAOS(International Association for Official Statistics)は、ISI の下部部会として 1985 年の ISI 第 45 セッション (アムステルダム) において創設された。目的を、1. 政府統計と関連問題の理解と前進、2. 政府統計の利用者と研究機関をふくむ個人と組織の国際的接触を通じて、有効で効率的な政府統計業務、特に開発途上国において、の発展を促進する、ことにおいている。政府統計の生産者と利用者をメンバーとするものとしているが、各国および国際機関の統計機関の統計家が主要な会員になっている。1999 年で 500 名を越える会員がいる。2 年毎の ISI セッションの中間年に単独会議を設定している。発足以来、ローマ (1998)、北京 (1990)、アンカラ(トルコ: 1992)、ジンバブエ (中止)、レイキャビック (アイスランド: 1996)、アグアスカリエンテス (メキシコ: 1998) と開催され、今次のモントルー (スイス) セッションが開かれた。2002 年はコートジボワールが予定されている。IAOS は、さらに SCORUS (Standing Committee on Regional and Urban Statistics) という地域ないし都市統計を研究する部会的単位を持つ。SCORUS は *The Journal of Cities and Regions* を発行している。この部会は、今後、重要性を持ってくるものとして注目される。

³ ISI(International Statistical Institute)は、1851 年に創設された万国統計会議 (International Statistical Congress) が 1876 年会議で終了したあと 1885 年での打ち合わせ・創立を経て、1886 年に第 1 回会議をローマで行った。第 1 次と第 2 次世界大戦時に、中断があるが、基本的には 2 年毎に開かれる。最近では、第 48 回セッション (1991 年) がカイロ、第 49 回 (1993 年) : フィレンツィエ、第 50 回 (1995 年) : 北京、第 51 回 (1997 年) : イスタンブール、第 52 回 (1999 年) : ヘルシンキで開かれ、2001 年 8 月に第 53 回セッションが韓国で開かれる。2 年毎の会議の研究発表は、下部部会の合同会議に ISI 独自のテーマ設定が入る。現在、その下部部会として、(数理統計と確率のための) ベルヌーイ協会、国際調査統計家学会、国際統計的計算学会、国際統計教育学会を持ち、さらに多くの隣接諸学会と提携関係にある。

この会議のテーマは、今日の世界が抱える重大な社会問題の（環境問題を除く）ほとんど、統計活動・統計研究の関連を問い、これに応えることを意図していた。私は IAOS が良くぞこの壮大な会議を企画し成功させたものだ、また IAOS がこの会議の精神を受け継ぐなら今後魅力的な会議として多くの人にアピールしうる、という思いを抱いた。これによって、統計研究・統計活動は、より広く、今日の地球規模的課題、その国際地域および各国での展開に対応することができるようになるからである。

以下、1でこの会議を評価するための予備的な知識・論議、2で会議の概要、3で注目点、を示し、4でむすぶことにする。

1. モントルー会議に先立つ諸動向

この会議に至る国際的背景・動向についての私なりの理解をまず示し、その上で統計学の諸課題のどこにつながる論点がとりあげられたかにふれて、会議全体を予め位置づける。

1.1. 地球的規模の諸課題への広い取り組み

第一に、地球規模の諸課題のとりあげがある。冷戦体制崩壊後の1990年代には、地球規模の重要課題をとりあげる国連の会議が連続して開かれてきている。すなわち、環境(1992年)、人権(1993年)、人口開発(1994年)、社会開発(貧困)サミット、女性、(1995年)、女性会議、社会開発サミット(2000年)であり、90年代後半のサミットでは、貧困を中心とする課題が継続的にとりあげられてきた。さらに、家族年、高齢者年、子ども年、障害者年が設定され、対応する国連専門機関やその他国際機関も精力的な取り組みをみせた。現在、世界銀行グループ、国連専門諸機関や諸委員会、OECDや地域国際機関間の連携はかなり強化されてきている。

第二に、世界的状況として、先進諸国世界と開発途上地域の経済・/社会開発の格差が縮小せず、貧困問題の解決が大きく遅れていることがある。この過程で、世界銀行の従来型の開発政策への批判が1970年代～1980年代に高まる。これに対応する形で、国連開発計画(UNDP)が貧困問題を焦点にすえて、1990年から『人間開発報告書』を発行しはじめた。UNDPは、貧困の重点を所得におく旧来の把握から、人間そのものの状態—寿命、識字率等等—におき、人間生活の多面を包括する把握への移行を主導した。この捉え方は、現在では、国際機関を中心にして、世界にかなり広がっているように見える。同時に、この貧困把握を統計指標にまとめた人間開発指数(HDI)を中心とする一連の指標が広く引用されるようになってきている。しかし、この貧困把握において人間の政治的自由に関連する指標は必要だとされながら、指標には取り入れられない。このため、政治的自由領域それ自体がどう統計指標化されるのか、そして、UNDP指標にそれをくみこむかどうか、はひとつの国際的関心事でもある。また、UNDPの関連指標作成の手続きは多くの弱点を持つ

ており、批判も多い。

第三に、国際人権運動の高まりがある。人権とってしまうと、多くの者にとっては重要でありながら、政治色、外交的かけひき的手段であったり、主観性を伴っていて、統計論議には馴染まないものと受け止める向きもあるだろう。確かに、特に合衆国に 1970 年代後半以降のいわゆる「人権外交」は、自由権を中心にしており、選別的に適用されて、西欧的価値の押し付け、覇権主義的色彩を持っていたし、今でもそうである。

途上国によるこれへの反発・対抗は、内政干渉を排すべきとの主張、あるいはアジア的人権思想の提起、などに表れたが、これは開発独裁、権威主義的統治を正当化するものでもあった。

これらに対して、草の根に依拠した人権思想や運動が、自由権と同時に、社会権をも強調しながら人権の普遍性と、しかし、各国の歴史・文化の脈絡の中でこれらが貫かれるべきことを唱えて、人権ベース・アプローチの拡大に寄与してきている。この人権をベースとした地球的規模の諸問題の把握、同じことであるが「開発と人権」というタイトルによって包括的把握、に至ろうとする捉え方は、冷戦体制後の 1990 年代における国連や国際運動、さらに理論的には国際人権法分野での理論の革新による人権アプローチの急速な拡大の中で進められた。この人権ベース・アプローチの実際運動は、現時点では、1993 年世界人権会議を経て、1995 年に設置された国連人権高等弁務官のポストと、(国連設立とともにあった旧国連人権部が) 1997 年に名称替えした国連人権高等弁務官事務所(ジュネーブ所在)を頂点に、国連の人権関係諸機関や専門機関、人権 NGO や研究者等によって推進されてきている。

ここには、一つには、長く縦割りに安住してきた国連諸機関(人権は人権機関、女性問題は女性の地位委員会に任せるという形で、局所化、周辺化したままで、こと足れりとしてきた)や、これを支えてきた各国政府(人権的把握の拡大は、諸国政府にとっては、難題であったり、わずらわしかったりする)に対する、問題別の国際運動と理論的批判による揺さぶりによって、1990 年代包括的把握が進み始めたことがある。しかし、二つには、この動きには、主要国政府の人権推進への抵抗、人権運動内での西欧中心思考への偏向、これへの草の根 NGO の批判と一定の協同など、非常に錯綜した関係がある。そして、そういった問題点を含み、残した紆余曲折を経ながら、しかし、全体として前進しているなどの事情がある。

この人権重視の動きは、特に統合の中で人権諸規定を充実させようとし、2000 年 12 月に統合人権規定の締結にまでこぎつけた EU において熱心に追求されてきたようにみえる。

以上の第一から第三は、統計に先立つ現実問題の確認とその問題の解決への取り組みが、貧困や人権を基礎にして 1990 年代に特に強化されていることを示している⁴。

⁴ 阿部浩己(1998)『人権の国際化・国際人権法の挑戦』現代人文社、同(2000)「国際人権と女性－女性差別撤廃条約選定議定書の意味するもの－」『労働法律旬報』No.1487.(2000.9.10)

1.2 統計の必要

第四に、統計・統計活動とこれらの動きの関連はどうか。上の動きに取り組んでいる諸機関のかなりは、既に 1960 年代、さらにはさかのぼった時期から、統計の収集につとめてきており、*Statistical Yearbook* 等を用意してきた。ILO は第 2 次世界大戦前にさかのぼる。また、各分野での統計指標の考案や統計体系の提起も一部にはあった。しかし、各問題別分野を越えて、各専門分野の統計を選択して指標体系を提起する動きは、第 2 次大戦後の早い時期に社会指標への取り組みがあったが、ここ 20~30 年のことであり、特に 1990 年代に入って非常に活発化したように見える。

この時期は、世界会議やサミットが、貧困を中心とする諸課題の解決をめざして数値目標を公表して、各国の取り組みをうながすようになった時期でもある。筆者の観察では、世界各国についての統計や統計指標の公表に関しては、既に統計集を文書で編集していた世界銀行と OECD は早くから、そして UNDP が 1990 年代にこれに加わってウェブ上での公表を開始し、1990 年後半には、世界銀行を中心として、OECD、IMF 等の国際機関間統計協力の成果である Development Indicators⁵を頂点に、ILO、UNESCO、WHO、FAO、UNDP など国連各機関が⁶、自らの担当分野について単独にあるいは他機関と連携して、世界各国の統計と統計指標を公表している。民間研究機関や大学機関の統計データベースにも有力なものがある⁷。ここ数年はとりわけウェブサイトでの統計や統計指標提示は、ほんの 2、3 年に目に見えて急速に充実過程にある。もとより、その基礎のデータ源泉は、脆弱なままであり、これが大きな問題になるのであるが。

以上をみると、UNDP その他幾つかの機関では統計指標化が進み、新しい分野に取り組みはじめた機関では、統計や統計指標の必要を強く認識しながら、共に、統計資料の不足や品質の低さに悩み、また、統計指標化の是非やその方法と言う問題に直面したといえるだろう。これは、世界的問題に関わる統計的諸問題がまさに重要な検討課題となっている状況といえるし、これらの課題をかかえる国際諸機関と連携を持ち、国際機関、地域機関や各国の統計機関関係者が多く集う IAOS にとっては、避けて通れない問題であった。

筆者自身が、1990 年代の UNDP 指標が、これだけホットな論議になっているにも拘らず、国際統計学会である ISI や IAOS が小さなセッションにおいてすらとりあげないことには、大きな疑義を持ち、国際的にも、国内的にも見られる統計界の保守性の所以かなどをいぶかっていた。統計学会が、これらテーマをとりあげるべき機は十分に熟していた

等。1990 年代における国際人権法に関する日本国内の取り組みと出版も活発になってきている。

⁵ www.oecd.org/dac/Indicators/index.htm、この文書での引用（ウェブでも入手可能）は IMF・OECD・UN・WB、*A Better World for All-2000* や WB・IMF、*Global Poverty Report*

⁶ 例として、unesco.org/statsen/statistics/indicators/indic0.htm、

www.who.int/whosis/、www.un.org/womenwatch/resources/stats.htm

⁷ 例として、www.wri.org/facts/index.html

のである。

1.3 この課題の統計学における位置

第五に、統計学研究との関わりにふれよう。社会的領域での統計研究・統計活動は、①社会・経済的過程やそこでの諸問題の認識を大前提にして、②この問題の統計による確認（統計生産）－③問題の根源あるいは関連諸要因の統計あるいは計量的手法に助けられての分析－④解決策の具体化における数値導入・数値目標設定－⑤問題解決に向けての進捗度測定－に関わる。特に、①と②においては、社会的・経済的問題の重要性や構造の把握に基づきながら、その問題の統計による把握の重要性が、現実の問題におされ、政策的対応のため、また運動におされて、広く合意されることが出発点になる。この場合、まず、問題を統計によって把握するために、まず理論的にどういった統計や指標が必要であるかが検討される（統計・統計指標の理論的提示）。そして、その統計・指標の入手は、既存統計の吟味と新調査の企画・実施を通じて、はかれる（統計・統計指標の獲得・作成）。

IAOS に集うメンバーの主な部分は、国際的および各国の政府統計機関であり、上の①と②の過程に主としてたずさわる。これによって、⑥統計研究の課題としては、統計生産と若干の統計分析を大規模に行う政府統計活動の在り方が、統計機関・統計法規・統計労働者と統計利用者・国民大衆との関係をふくめて検討の対象にもなる。

社会的領域での数理統計学的研究は、統計生産における技術的諸問題（標本調査設計、マイクロデータの秘匿性保護の可能性計算等）および主として③、④の統計分析・計量分析の場面で有効な（数理的）技法を開発すること、分析そのもので有効性を持つことが期待される。しかし、社会的領域での統計研究・統計活動のすべては、社会・経済問題－と特に、その時代の重要問題との関連－をしっかりと認識することから発していなければ、社会的意義を失う。

IAOS2000 会議は、こういった社会統計学的研究の枠組みから見れば、統計分析の技法・計量的方法の新たな提起、あるいは高度な数理的技法を適用した実際分析例を期待する場ではない。しかし、現在の地球規模の諸問題現実が統計に問いかけている問題－すなわち現実問題の確認と統計作成、統計による現状描写、あるいは指標化、そしてこれらを進める統計機関の在り方－は、現実問題と統計が交わるときに必ず提起される基本問題であり、社会問題にそくして統計研究を志す社会統計学的研究の基本問題にならざるをえないはずのものである。

私は、こういった位置付けから、送られてきた多様な顔をした子どもたちをあしらった案内のポスターを張り出しながら、IAOS 会議に大きな期待を寄せたのである。

2. 会議の概要

2.1 会議の背景情報と狙い

会議の背景文書 統計、人権と統計をテーマとする会議にいたる経過については、上の 1.1 と 1.2 で筆者なりにふれたが、この会議自身が、「背景的文書」をウェブ上にリンク先を示す形で 10 の文書および機関をあげた。その文書は、①「政府統計に関する国連の基本原則」、②「専門的倫理についての ISI 宣言」、③世界の貧困の撲滅のための統計に関する OECD DAC、国連、IMF と世界銀行の会議における Clare Short のスピーチ（1999 年 11 月 18-19 日）、④「Partnership in Statistics for the development in the 21st Century」⁸、⑤Emad Omar の論文「人権と統計」（1998 年 3 月 22-25 日）、⑥UNDP『人間開発報告 2000』、⑦アメリカ科学推進協会（AAAS: American Association for the Advancement of Science）の科学と人権プログラム、⑧アメリカ統計学会、科学的自由と人権委員会、⑨AAAS のプログラムの論文「1960-1996 年のグアテマラにおける国家暴力：数量的反映」、⑩同じく上記プログラムによる「政策なのかパニックなのか？ 1999 年 3-5 月の、コソボからのアルバニア系住民の脱出」である。このうち、①と②は、国際統計界が統計家のあるべき態度、倫理をうたったものである。③～④は、貧困撲滅を中心とする世界的課題にとっての統計の重要性と、統計生産の世界的取り組みを強める動きに関する文献と動き、⑤は人権との関連をとりあげたもの（本資料の翻訳論文の冒頭の論文は、この⑤をベースにしている）、⑥は、UNDP の世界の貧困を特集した報告で、ここに使われている統計指標の妥当性をめぐる論議が、このモントルー会議の焦点の 1 つであった。⑦は合衆国に拠点を置く国際的人権機関であり、⑨、⑩は、このプログラムによる報告である。モントルー会議の参加者は、コソボにおける難民、民族浄化等の問題が念頭に置かれていたのである。⑧はアメリカ統計学会の統計家や科学者の人権を扱う委員会であるが、ウェブを参照した限りでは、内容的に注目すべきものを持たない。

会議の狙い ウェブサイトは、「会議の狙い、背景、問題」をかかげた。

「狙い」においては、「・人権の施行と人間開発の有効性を観察し測定するための道具として、政府統計の発展と利用を検討すること。・政府統計の生産者と、利用者、特に、人権の実施、政治的論争、政策企画、科学的研究と分析、メディアに関っている利用者との間の会話を促進すること。・統計、開発、人権の分野で活動している個人、研究機関、NGO と国内的、国際的組織が、相互の知識を改善し、協力のつながりを強化し、将来の共同活動の可能性を検討することを可能にすること」が掲げられた。そして会議の背景として、過去 50 年の過程で、人権の規範的枠組みの進化は、3 つの要素で特徴づけられるという。すなわち、国際文書における異なる種類の人権の個別性と相互関連性の確認と強化、人権の前進的の実現（*progressive realization*）という概念、人権の施行を観察し報告するための機構と方法の樹立、をあげている。「問題」に関しては、「会議は、現在の人権侵

⁸ 筆者注：www.paris21.org/

害について政治的論争に焦点をあてたり、各国の人間開発の達成を数量化し、評価することを意図していない。その狙いは、人権の施行と人間開発の有効性を測定する統計的情報や指標の適切性について、科学者、アナリスト、政治的活動者や意思決定者の間での対話を促進することにある。会議は、開発と人権の伸長と保護に対する現在の生産者の政策と、現存する情報への需要を検討する。この点で、現在の挑戦課題、報告実践、種々の国際的イニシャチブの明確化、それらが統計生産と分析の立場に与える影響、が検討されるべきである。会議は、最後に人権の施行を観察し、測定する点での挑戦課題の登場にどう取り組むのが最善であり、今後進められるべき具体的なステップと作業を提案することを検討するべきである」ことを表明していた。

2.2 開催地と参加者

モントルーは、26の州（カントン）からなるスイス連邦の南西部にあるレマン湖畔の、ちょうどジュネーブと反対側にあるヴォー（Vaud）州の首都で、ジュネーブから鉄道で1時間10分程度、ローザンヌから20分程度のリゾート地である。バイロンの詩にうたわれたシオン城で有名である。

参加者は、予備的参加者リストでは同伴者をふくめて約740名、おそらく登録しながら実際には参加をやめた者がいるにしても700名は越えている。IAOSの会議としては最大級であった。テーマが国連のまさに最重要課題に関わり、開催地がジュネーブのお膝元であり、パリ、ローマ、ルクセンブルクに近い（そもそもヨーロッパは極めて狭い）ためもあり、国連諸機関のトップ層、国際統計機関、Eurostat（ユーロスタット：欧州連合統計局）のメンバー、ヨーロッパ各国統計機関の代表格が結集し、研究者、そして市民運動やNGO関係者の参加、そしてアフリカを中心とする開発途上国からの参加も多くて多彩であった。アジアからの参加は、60名強で相対的には少なく、日本からは、IAOSメンバーの経済統計学会の6名とアカンパニー3名、招待報告者であるUNDP人間開発報告室長のサキコ・フクダ・Parr（ニューヨーク在）、移民労働者問題のセッションでの発表者としてinviteされた桑原靖男氏が参加した。

2.3 会議の組織

会議開催までの全体の流れを簡単に記そう。まず、会議への報告参加の募集は、1999年末から、参加募集もその後、順次開始された。そして2000年春に、広いアピールのために、会員に対して子どもたちを写した魅力的なポスターを数枚配布した。この写真は、会議中の諸文書、メモ等の図柄として使われていた。今回の会議の1つの特徴は、ウェブサイトでの関連情報の提示、連絡におけるe-mailの使用の本格化である。特に、ウェブサイトでは、この会議の背景記録、プログラムが提示された。会議の案内は文書の形でも配布された。会議直前には、報告者のペーパーのほとんどがフルペーパーの形で示され

た。会議後の 10 月からは、討論者のコメント、さらに、簡単ではあるが会議の「結論」が、示された。さらに、「フォローアップ活動—あなたの提案」欄が e-mail での通信が可能なように、設けられた。但し、アクセス・通信を試みたが、反応は無く、この欄は機能していないようである。

会議の会場は、モントルー・コンベンション・センターで、レマン湖畔の、かなりの規模の会議が可能な施設であった。会議の展示コーナーには、スイス統計連邦統計局、Eurostat、UNIFEM、UNDP、統計文献の出版社、コートジボアール（2002 年 IAOS 開催予定地）が店を開いていた。店には、スイス統計連邦局の *A Peer Review of the Swiss Statistical System* や OECD/DAC の *2000 A Better World for All* など、（執筆者は既にウェブサイトから入手していたものだが）重要な冊子類が無料配布されていた。今回の会議に向けての参加者との相互連絡等で、e-mail とウェブサイトが活用された。

上にふれたように、これまでは、会議の受け付け時に配布される数冊の分厚い要旨集は今回の会議にはなく、事前にフルペーパーをウェブ上に示すので、自分が関心を持つ報告に関しては、そこから入手するものとされた。実際の報告リストは、本資料の第 IV 部（156 ページ以下）に収録した。実は、今回の報告数は、全体で 250 を越えている。そのうち、ウェブサイトに示されたフルペーパーは約 230 である。250 のうち、フランス語使用は 20 から 30 である。帰国後、改めてこのすべてをプリントアウトしたが、厚手の書物数 10 冊分はあろう。

この方式では、公開が遅いこと、公開されない報告が 15%程度あること、興味を持った報告が多数ある場合にはかなりの荷物になること、などの難点がある。またウェブ上ではしばしば内容の変更が、把握できないことがあり、場合によっては何時消去されるかの不安がある（この点を問い合わせているが無回答のままである）。他方で参加者や ISI 関係者のみならず、世界に向けてフルペーパーが公開されている点は、非常に大きな利点である。なお、アナウンスによれば、会議終了後に、セッションの司会者のコメントをふくめて、改めて報告集が参加者には届けられる予定とされている。とはいえ、フルペーパーを収録すると膨大なものになることから、どのような形になるのか。あくまで要旨集であろうか。

使用言語は、英語とフランス語であり、単一セッション（与えられた時間帯に唯一 No 開催）と招待論文（IP : Invited Paper）セッションには英-仏同時通訳が配置された。しかし、単一セッション向けの報告の幾つかはフランス語であり、また CP セッションの多くでは、Eurostat、フランスと、アフリカからの参加者がフランス語で発表し、英語使用者にとっては深く理解できないという事態が生じた。

2.4 日程別セッションの構成

ウェブに示された実際報告プログラムに拠りながら、日程とセッション構成を以下に示す。以下この項は p.157 の表に対応させて文章化したものである。

報告会議の**第1日（9月4日：月）**には、10:00からの受け付けののち、14:00-16:00に開会セッションがあり、16:30-18:30の研究発表と討議が開始され、18:30からVaud州とモントレレー市による歓迎パーティーがあった。開会式は、スイス連邦統計局長カルロ・マラゲラの司会の下に、地元の州とISI会長による歓迎の辞のあと、国連人権高等弁務官、ニジェールの大蔵大臣、ILO局長、ヨーロッパ委員会・開発・人道援助長官の挨拶が、地元のシノン音楽アカデミーの少女・少年たちによる演奏を再三はさみながらあった。会場正面にいっぱいのスクリーンがはられ、折からの国連総会のため出席できない国連諸機関の首脳による挨拶や報告が、この画面上で、全日程を通じて数回行われた。

16:30からの科学会議は、全体会場での単一セッションで、「子どもの概観」のタイトルの下に行われた。導入がUNICEFの局長とUN子どもの権利委員会委員長で、報告は、ILO局長「子どもの搾取を測定するための新手法の実施と革新的サーベイの実施における最近の進歩」、パキスタンからの「子どもの問題に関する調査の実施と貧困と子ども時代の報告：パキスタンの経験」、「ネパールにおける児童労働者の移動の分析」からなっていた。会議全体を通じて、また参加の顔ぶれから、今回会議のキーワードの1つは、「子どもの人権」であった。

第2日（5日：火）は、9:00-11:00、11:30-13:00、1時間半の昼休みを挟んでの14:30-16:20の3つの時間帯には、単一セッションが、順に「人権監視において生じている課題」、「人権と政治的暴力の測定への統計方法の寄与」、「民主的過程における統計」の3テーマについて、それぞれ3つの報告と討論者1名、これにキーノート報告が一部加わるかたちで行われた。16:45-18:15の時間帯には7つの平行セッションが組まれた。すなわち、IPセッション、「政治的論争と民主的対話のための統計」、「パネル討論：開かれた集会場-統計情報の受け取りと分析およびメディアによる人権問題」、「歴史展望：統計データの利用と誤用」、「人権の拡大と擁護の新しい過程あるいは機構の構築への政府統計の寄与」の4つと、寄稿論文(CP)セッション、「ジェンダー問題」、「移民と流民の測定1」、「貧困と生活水準についての指標の発展」の3つである。IPセッションは、大会主催者側が用意し、CPセッションは自主的な報告希望を揃えたものである。この日のCPセッションは、5から8の報告と討論者1名からなっていた。しかし、全日程を通じて、CPセッションでは、報告欠席や、報告日の変更など当初プログラムどおりには必ずしも進まない。午前の2つの時間帯は「横断的問題1」、午後の2つの時間帯は「横断的問題2」と大きくくくられている。

第3日（6日：水）は、「市民のおよび政治的権利」とくくられた午前の2つの時間帯、9:00-11:00に単一セッション「市民のおよび政治的権利の実施あるいは侵犯を測定する道具を開発する」、11:30-13:00に、計6つ、3つのIPセッション、「ジェンダー統計と女性のエンパワーメントの指標」、「統計活動と政治選挙」、「個人の尊厳の保護と正義の執行における統計情報の役割」と、3つのCPセッション：「移民と流民の測定2」、「貧困と生活

条件の分析1」、「教育指標」があった。新たに加わった夜の時間帯をふくむ午後の3つの時間帯は「統計、人権、人口問題」としてくぐられ、14:30-16:20には、単一のセッション「戦争の影響-人口構造における大量の流出と厳しい変化-の測定」があった。16:45-18.15には、3つのIPセッション、「マイノリティについての政府統計：マイノリティを虐待する危険、あるいはその権利の促進の可能性」、「難民と流民人口についての統計情報」、「移民とその社会・経済的影響の測定」、と3つのCPセッション、「子どもの権利の実施を監視する-1」、「人間開発指数の作成の経験」、「公的サービスと社会保障」があった。人間開発指数セッションでは、何と12の報告が用意された。さらに、18:30-20:00には、4つのCPセッション、「ジェンダー問題2」、「子どもの権利の実施を監視する-2」、「貧困と生活条件の分析-2」があった。

第4日（7日：木）には、午前の2つの時間帯が「人間開発、経済的および社会的権利-1」としてくぐられ、9.00-11.00には単一セッション「人間開発：デザインと指標」が、11:30-13:00には、3つのIPセッション、「人間開発についての全国および地域指標の作成の経験」、「貧困と社会・経済指標」、「全般的な生活条件、強制退去についての情報」と4つのCPセッション、「民主的過程における統計-2」、「人権侵害と虐待の測定方法」、「健康と人権のレンズを通じてみた統計」、「市民および社会の基本的権利としての情報へのアクセスと個人データの保護」があった。午後は、2つの時間帯に平行セッションがあった。

「人間開発、経済的、社会的権利-2」とくぐられた14.30-16:00には、3つのIPセッション、「情報のグローバル・ネットワークへのアクセスと開発戦略へのその影響の測定」、「公衆衛生の監視と医療・保健サービスへのアクセスの測定」、「教育へのアクセスと教育達成度の測定」、と4つのCPセッション「政治的、経済的、社会的改革：政府統計の課題」、「人権の施行への統計の貢献-1」、「マイノリティと**恵まれない**集団についての統計」、「開発政策への統計の影響-2」が配置された。政府統計の課題では、10の報告が予定された。16:30-18:00には、「統計政策の中核にある人権-1」というくぐりの下で、4つのIPセッション、「市民の基本的権利としての公正な統計へのアクセス」、「統計領域における技術協力計画の中での人権の促進」、「統計的目的で収集され処理された個人データの保護」、「国家統計機関による統計情報の公的配布」、および3つのCPセッション、「人権の実行への統計の貢献-2」、「統計、人権および人口問題」、「人間開発の分析：幾つかの結果」があった。

最終の**第5日（8日：金）**には（筆者は旅行日程の関連でこの日は欠席した）、「統計政策の中核にある人権-2」というくぐりの下に9:30-11:00に「パネル討論：国際統計制度の課題の内部での人権の監視」が、アジア開発銀行、Eurostat、UNDP、UNFPA、国連人権高等弁務官事務所、ILO、UNICEF、アフリカ経済委員会からのメンバーをもって設定された。そして、11:30-13:00に、「最終セッションと閉会」が設定された。

社会的プログラムとしては、会期中に会員に対して、シオン城コンサートと隣村ヴィヴ

イーでの催しがあり、開始日の歓迎パーティと木曜日のフェアウエル・パーティがあった。

この学術プログラムと報告数をどう見るか。水曜日には、18:30-20:00 の時間帯が設けられ、4つのCPセッションで、18の報告があった。木曜日には、午前の後半に7つの平行セッションで35弱の報告、午後の14:30-16:00には7つのセッションで35の報告、16:30-18:00にも7つのセッションで31の報告、木曜日だけで110の報告があるという盛況であった。主催者の意向を越えて寄稿論文が殺到したという事態があったと見うる。同時刻に参加したいセッションや報告が別々の会場に進むことになった。

2.5 会議の「結論の要約」

ウェブサイトは、会議後しばらく経過してから、「会議の結論の要約」をかかげた。その内容を抜粋的に示していけば以下のとおりである。

会議は公式の結論を採択するものではないが、特に幾多の国際機関からの代表を含む参加者から会議の組織者が結論の要約を示すべきことをもとめられて、予備的性格のものであることを強調しながら、まとめたものとされる。

まず最初に、「会議が、人間開発の達成と人権の尊重を監視する機構を強化にとっての隠されていた巨大な潜在的可能性を、統計的情報と方法によって、確認した」（以下「」内は直接的引用⁹⁾）し、会議は「3つの専門家集団、すなわち、統計家、開発専門家、人権専門家の実りある遭遇ということの特徴づけられる」という。そして、われわれの仕事の結果を、将来の活動という観点から位置付けたいと述べて、会議の終了時に、これら専門家の間での一般的合意とみられる主な点を記録することに限定したい、と述べ、活動の方向として以下の10点をあげる。

1. 多くの専門分野にわたるアプローチである。2. 会議は関係する問題の分析や監視における専門的テクニックの使用の必要を事実として証明し、より有効な数量的方法と分析用具の必要が大きいことを示した。すべて参加者が、数量的および質的アプローチは分離できないことに同意した。3. 統計、開発と人権の分野の専門家間での真のパートナーシップの発展、適切な専門性をよりよく定義することに向けての共同作業、そして、指標、方法、分析用具を開発するための共同作業に関わる。4. 国の統計機関による情報政策の構想と実施において基本的参照事項として、人権の次元の統合に関わる。5. 開発政策と人権の擁護に責任を持つ政府および非政府機関が統計情報と統計方法を使うことを促進するためのすべての可能な手段をとること、そのために、マニュアルの配布や訓練計画を用意すること、統計家はNGOや国内人権委員会のための援助サービスの発展と統計的専門性の提供に決意をもって献身する。6. モントルーで誕生したばかりの国際的ネットワークを豊かに成長させること、このために、データベースとインターネットのページが使われる。このネットワークは、世界の利用可能な専門家、プログラム、および技

⁹ www.statistik.admin.ch/about/international/30iaos.htm

術的支援サービスへの直接的アクセスを可能にする。7. 開発過程と人権実施における前進を測定し分析するための概念的基礎とフレームワークの改正と統合に関わる。専門家は人権の実施と優れたガバナンスの適切な測定を可能にする定義と方法の構想と改善の課題に取り組むべきである。同じく、開発指標の構築において基礎にした基本的な統計、定義と方法の改善作業を追求するべきである。「これに関して、会議中に、開発指標で測定した前進によって諸国をランクづけすることは、不正な推定や誤った解釈の危険をもたらすというシグナルを発する声が強くあがった。この点で、専門家の過半数が、今日、われわれは、国をランクづけする方法に固執するべきでなく、何よりも、開発過程の展開を分析し、傾向を認識するべきである。さらに、開発の成果の国際比較は、本当に比較可能な状況を扱うべきである。この意味で、同じ状況、文化的脈絡および開発問題を経験している国のグループをとりあげる、地域レベルでの比較アプローチの方がより好ましい」。8. 統計分野での協力と技術援助の強化に関わる。会議は、開発途上国の統計能力の強化が、開発と人権の点での前進をより厳密に観察するために、前提とされ、避けることのできない条件であることを明確に示した。技術援助の一貫したプログラムへの人的・財政的投資が必要であるし、統計機構が弱い諸国との国際協力は、ノウハウや統計活動の専門性の移転だけでなく、社会全体に不可欠で役に立つ公共的統計の制度的発展の促進を狙うべきである。9. 開発過程と人権の達成の監視に役立つために位置付けられる統計活動の高潔性と品質の保証に関わる。この統計活動は、既存のあるいは ISI に設置される独立の機関に監督されるか、同業者による評価にゆだねられるべきと考える傾向があった。重要な点は、科学的透明性の原則の尊重である。この点で、会議は、今日では、開発と人権問題を扱う政府と非政府機関の文書と報告の基礎になっている情報の根拠の品質に関して、公衆に対する体系的で独立した報告を続けるべきことを示した。10. 開発、人権の達成、優れた統治を測定する指標や装置の構築を追求するイニシャチブや国際プロジェクトを調整することの強化のニーズに関わる。この調整は、関係者、特に統計家の義務である。

「結論」は、これらの方向での作業の組織化についての論議を詳細化するのは尚早であるという。しかし、同時に、会議の参加者は、真剣なフォローアップや具体的な活動の実施を求めている。そこで、この会議を引き継ぐために関係者と接触し会合を設け、具体的活動の日程を設定したい、と述べている。

3. 内容的な注目点

3.1 開発と人権：地球規模の重要問題と統計研究・統計活動との出会い

政府統計の検討を主目的とする IAOS は、統計生産とこのための統計制度・政策のあり方（前述 1.3 の②と⑥）の課題を中心に研究や経験の交流を行ってきた。ここで問われるのは、統計研究・統計活動が、重要な社会・経済をそれと認識し、それに応えた統計

生産を行っているかである。すなわち、国際規模での統計編集（生産）・分析・統計活動を見ると、国連主催の世界諸会議では統計が常に必要とされていて、国連統計部や専門機関の統計部門、世界銀行、OECD、さらには Eurostat も、これに対応する旺盛な活動を展開してきたし、途上国への統計生産その他活動への支援や技術援助も強化されてきていた。しかし、国際統計学会である ISI や IAOS でのこれまでの会議では、これら世界規模の課題との関連での統計の問題は、とりあげられないままだったのである。

しかしモントルー会議は、地球社会が 1990 年代に国連主催の会議を開催させ、そのフォローアップを続けながら 21 世紀に及ぼうとしている重要諸課題のうち、環境問題を除くほぼすべて一人権（マイノリティをふくむ）、人口、社会開発（貧困）、女性、子どもーの問題を統計界にぶっつけ、統計における取り組みの経験を共有し、今後の方向を示そうとするものだった（本所報の 2. Emad OMAR 論文は、最も包括的である）。経済統計を中心とする統計界が、現実の要請に応じてそのテーマを大きく社会統計分野にひろげたわけである（特に、p158 の一覧表が全体像を与える）。

これら新しい問題については、統計の欠如、調査の企画、オペレーショナルな概念・分類の定義、適切な指標の考案、そして、多くが途上国統計に関わる点で、途上国の統計インフラの強化など、統計研究の出発点の問題にかかわる。資源不足の中で、これらの統計活動を行うためには簡略な手段が求められる。既にデータがあることを前提にして数理統計的に高度な分析を適用するといった先進国の統計的アカデミックス領域での多く見られる課題設定とは違う。そして、地球規模での統計活動の展開における基本的課題は、実は大半がこういった分野の問題なのだというのも統計に関わる研究者はしっかりと認識していなければならない。

したがって、また、これら出発点の問題に関わる研究の発表は、統計学にそくしての抽象化や体系化、一般理論化といった角度や、統計技術的に洗練されているか、といった角度からは、物足りないかもしれない。しかし、筆者の意見では、社会的領域での統計研究の原点的課題が、その分野の現実把握との関連で、別な表現をすれば、実質科学的把握なしには進まない形で、多様に提起されたのが、モントルー会議であった、といえる。

3.2 統計と人権

このトピックスは会議の全セッションに関わる。内容の詳細は、公開されている膨大なペーパーを読み進む中で、明らかにされるべき性質のものであり、実際の統計研究も今後、この会議での報告等を大きな足がかりにして進むことになるだろう。ここでは、この会議全体から見て、主要だと思われる幾つかの点をひろって、内容の概略を示したい（本所報に訳出したうち、3. Nancy Thede、4. Craig G.MOKHIBER、5. Thomas HAMMARBERG の論文が関係する）。

第一は、統計、開発、人権と会議のテーマにうたわれた会議全体の構想が何であったか、

である。まず、第2日に主としてとりあげられたのであるが、会議のタイトルでうたわれた人権とは、世界人権宣言にいう諸権利のほか、1993年の世界人権会議を出発として、一連の世界会議でとりあげられた多くの問題をカバーしている。この人権と次にみる「開発」とを併せるとさらに包括的になる。人権は、会議では、不安からの自由（市民的・政治的権利で、民主主義が手段）と、必要からの自由（経済的、社会的、文化的権利で、開発が手段）と語られ、労働、家族、健康、教育、文化的な生活、法と秩序、権力と影響、に間する統計指標が必要だとされ、さらに、人権を評価するためには次のようなグループ、すなわち、無国籍者（Non-nationals）、マイノリティ、エスニック・グループ、移民労働者、ハンディキャップ、地方、年、高齢市民、子ども、女兒、女性、土着民、宗教グループ、言語グループ、社会・経済的グループ、難民と流民、国家の無い者（Stateless）、若者、思春期の若者、社会的弱者あるいは障害者その他を考慮しなければならない、とも言われる。

第二に、この人権をベースとした地球的規模の諸問題の把握、同じことであるが「開発と人権」というタイトルによって包括的把握、に至ろうとする捉え方は、冷戦体制後の1990年代における国連や国際運動、さらに理論的には国際人権法分野での理論の革新による人権アプローチの急速な拡大の中で生み出された。そして、この人権ベース・アプローチの実際運動は、現時点では、1993年世界人権会議を経て、1995年に設置された国連人権高等弁務官のポストと、（国連設立とともにあった旧国連人権部が）1997年に名称替えした国連人権高等弁務官事務所（ジュネーブ所在）を頂点に、国連の人権関係諸機関や専門機関、人権NGOや研究者等によって推進されてきている。ここには、ひとつには、長く縦割りに安住してきた国連諸機関（人権は人権機関、女性問題は女性の地位委員会に任せるという形で、局所化、周辺化して足れりとしてきた）やこれを支えてきた各国政府（人権的把握の拡大は、諸国政府にとっては、難題であったり、わずらわしかったりする）に対する、問題別の国際運動と理論的批判による揺さぶりによって、1990年代包括的把握が進み始めたことがある。しかし、二つには、この動きには、主要国政府の抵抗、人権運動内での西欧中心思考とこれへの草の根NGOとのギャップと共同など、錯綜した関係があり、問題点を残しながらの紆余曲折を経た前進になっているなどの事情がある。しかし、ここでは立ち入らない。

第三に、さらに、補足すれば、特に合衆国によるいわゆる「人権外交」は、自由権を中心にしており、選別的に適用されて、西欧的価値の押し付け、覇権主義的色彩を持っていた。途上国によるこれへの反発・対抗は、内政干渉を排すべきとの主張、あるいはアジア的人権思想の提起、などに表れたが、これは開発独裁、権威主義的統治を正当化するものでもあった。これらに対して、草の根に依拠した人権思想や運動が、自由権と同時に、社会権をも強調しながら人権の普遍性と、しかし、各国の歴史・文化の脈絡の中でこれらが貫かれるべきこと、を唱えて、人権ベース・アプローチの拡大に寄与してきている。

第四に、この人権運動と統計との関連では、人権を促進し擁護する運動にとって統計は

不可欠であること、必要な統計・統計指標の確認（統計に人権の次元を与えること、人権機関がその責任を遂行する上での統計への要請に応える）、それら統計の入手や新たな生産、ここで統計生産者は人権運動を意識しているか、この運動で活動的か、人権を促進する機構として統計的装置の必要の有無、国家統計機関に対して標準の必要性、等の問題が生じる。さらに、人権関連の必要統計については、その正確性、方法の標準化、統計の正確性の点検、統計指標の十分性、政府統計家の訓練、人権高等弁務官が提供する技術的助言の役割、国際協力、国連専門機関の役割、等も続いて問題になる。

さて、これら人権各分野に関わる国連諸機関は、すでに関連統計の蓄積や指標開発につとめており、また関連国際会議やサミットで必要指標が示され、また目標値等の設定されてきている。

会議では、これらを受けて、これら国際機関と各国の人権に関わる統計活動での経験や当面する課題や今後が、会議全体で発表・論議された。このうち特に、**本所報の 3.Nancy Thede 論文**は、人権問題にそくして、統計の重要性と、他方では、指標づくりを急ぎ、統計の扱いにおいて基本的にふまえるべき点を欠いて統計利用に走る実践家に非常に適切な一連の指摘をしている。Thede の統計の神秘化についての論議（pp.52～）、特に、統計を脈絡から切り離して、方法論敵制約を無視して使ってしまう傾向に対して発せられている「統計は、統計家に任せるにはあまりにも重要すぎる」（p.57）という言は、味わうべきものを持っている。

その他、討議では人権に関わる幾つかの分野は、数量化・統計化が難しいので、指標開発や客観性の確保が重要である、まやかしの統計は無いほうがよいのであり問題の数量的側面とともに質的側面が重視されるべき、政府統計と人権団体の統計にはズレがある、チリでの CIA の転覆活動を指摘して人権概念や統計においては国際機関（さらには合衆国）による押し付けの影響を考えるべき、NATO のコソボ空爆を招いたコソボでの犠牲者のデータ源泉への疑義などの論議があった。

人権に関わる問題・分野に関しては、西欧的価値基準の行き過ぎた押し付けへの警戒が中東・中南米の途上国を中心にある、と見受けられた。

3.3 統計と開発—貧困統計と UNDP の指標、および統計指標一般をめぐって

会議のタイトルには同じく「開発」がうたわれた。会議では、木曜日午前の単一セッションを大きなやまとして、会議全体に貧困と生活水準のセッションが配されていたが、そこでの「開発」という概念は、参加者においては、完全に UNDP の人間開発報告や関連統計指標にいう開発を前提していた。すなわち、貧困撲滅を大きな狙いとして、貧困を、寿命、教育、生活の必要物を欠くこととみで指数をつくり、さらに政治的自由等を加えるべきであるとする把握である。「開発」をテーマに掲げることによって、貧困、教育、生活諸条件、そして改めて政治的諸権利がテーマになり、会議は、環境問題を除く 20 世紀末

の地球規模の重要問題をすべてとりあげている。

このトピックスの下に、注目すべき第一点は、木曜日午前のセッションでの UNDP と統計学の激突である。UNDP は上にふれた 3 ないし 4 指標を合成した単一総合指数を人間開発、人間貧困あるいはジェンダー関連指標として、この点数によって世界各国をランキングして『人間開発報告書』に掲載している。おそらく、これがこの報告書を話題性のひとつとして世界の読者をひきつけている。しかし、寿命、教育、所得（これについてはアトキンソンの処理を加える）を等ウェイトで総合指数化することは許されるのか？ 筆者は、1995 年から若干の場で UNDP 指数に疑義を呈し、1999 年の全国総会で「貧困指数の作成を停止すべき」という報告をした。人間開発報告が、貧困への世界の注目を求め、また貧困把握に大きな転換をはかったという大きな貢献を積極的に評価する一方で、指数・指標は、きびしく批判せざるをえなかったのである。

セッションの議長 Eurostat 局長 Y.Franchet は、この問題での統計界の立ち遅れ、また統計の透明性の重要性を指摘した。サキコ・フクダ・Parr は、人間開発や貧困を把握する上で GDP 中心主義を乗り越えなければならず、学術論議を待っておれないといい、これら指数は必要に迫られて開発されたものであることを報告した。

これに対して、IAOS の重鎮とあってよいカナダの Rythen が「HDI は存在すべきか？」というタイトルで、統計学の角度と政府統計の立場から、問題点の多いこういった指数を生産・公表することへの辛らつな批判をした（本所報 第 II 部 7. に収録）。複雑な変化を示すために単一の数字を作るべきかと問い、成功例として GDP、CPI、余命、識字率をあげ、これらは、伝達性、複製可能、理論に依拠、行動につながる、という特性をもつが HDI は持たないこと、政府統計家が単一指数を公表するときは、その単一数が適合的、ロバストであり、十分性を持つときであるべきだが、HDI はその属性を持たない等をあげての批判であった。

統計家からの厳密な批判に思えたが、討論者の Mrs. Heba Handoussa は、人間開発報告は、GDP は政策立案者の問題とズレている点に込めようとしたものであり、HDI の改善をはかろうとするアフリカの政策変化は劇的であるといい、HDI の聴衆は、政治家や公衆である等と反批判を加えた。その後のフロアとの討論で、UNESCO の Dennis Beversley が、HDI の成功の中で、UNESCO をふくめて諸機関でも指数を要求されることになるが、そういったものを提供するには躊躇してしまう、との発言が印象的であった。

ここには、現実の問題に直面している側から、いわばシンボリックな指標をラフでも良いから用意して、運動の前進や政策変更役に役立つという要求と、責任ある政府統計の立場からは、統計学的に根拠が曖昧である指数等の作成・公表は行うべきでないとする考えとの対抗が露出したわけである。双方からの要請をどう前進的に解決していくべきかの問題が将来に向けて提起されているといえる。

第二に、これら、統計家によるおそらく UNDP 指標を暗黙のうちあるいは陽表的に意

識した批判もあったが、HDI を前提した上での指標の動きや各国の貧困の状況に関する実情報告も多くあった。

第三に、関連するセッションや報告を概観したところでは、単一総合指数の作成や、国別得点やランキングへの批判が、かなり有力な報告に見られる。今日、国際的な開発問題や人権運動においては、統計による状況の把握から、さらに統計指標によって、これらを表現する段階に進み、あるいはめざすところに進みつつある。ここでは、統計指標がどうあるべきかについての各機関の基本的姿勢や実際的取り組みは様々に分岐している。したがって、この分野での理論的指針や実際事例にそくしての批判や、開発が必要になってきている。

UNDP 指標をめぐるのは、**本所報の第 II 部**で、改めてとりあげるが、指標のあり方をめぐる論議は、会議のその他の基本的報告においても示されていた。本所報に収録した論文の中でも、**3. N.Thede 論文**は統計指標論の最も基本的な点を論じており、指標推進者に警告を発しているし、**Craig G. MOKHIBER 論文**も指標論であり、脚注 18 (p.66) では、ランキングや点数付加を拒絶している。**Thomas HAMMARBERG** もランキングには批判的である (p.76)。早くから統計に取り組んできている ILO からの **David KUCERA 論文 (本所報 III 部 8)** は、労働の基本的権利の分野での指標作成の具体的経験と、指標と経済変化との相関を分析する試みを紹介している。

3.4 子どもをめぐる統計

この会議は、UNICEF や人権機関等の後押しの下で、子どもの権利や開発に関わる統計の問題を非常に重視した。児童労働の搾取、こどもの移民・難民、貧困、就学の困難、麻薬、子ども兵士、とりわけ女兒、少女への虐待・売買春・暴行等の人権問題は深刻であり、紛争での犠牲や 10 代の妊娠といった様々の問題がある。会議は、開会式直後の単一セッションの時間帯に会議において、横断的問題として、子どもの問題をとりあげた。このセッションでの冒頭報告を、本所報に訳出した(**本所報 9 Kebebew ASHAGRIE 論文**)。この論文は、児童労働について担当する ILO から、国際条約を侵す形での児童労働の搾取が、世界規模で拡大しているが、その規模、特徴、規定要因、影響は数量として把握されてこなかった中で、ILO が 1990 年代に入って開始した幾つかの調査・研究に乗り出している経過と今後の展望について述べたものである。問題の広さと深刻さから、多くのセッションがこの問題に関わった。子どもをセッションのタイトルにした 4b の他、健康 (7a)、教育 (7b)、ジェンダー、開発・貧困・生活水準、移民・難民、マイノリティのセッションがかかわりを持った。

3.5 ジェンダー統計

Perucci は、1993 年の人権会議は、女性の権利は人権であるとし、以後、女性の人権一

エンパワメントとリプロダクティブ・ヘルスをふくむ健康が普遍的人権の一部とされ、ジェンダー平等への前進を測定し、監視する際の権利アプローチは、種々の領域における結果の単純な測定から社会の全領域での男女の参加と貢献のより広い、包括的な測定への移行を意味する、という。そして、世界の女性 2000 年から、育児・リプロダクティブ・ヘルス、仕事、影響力、暴力と有害な慣習・行為、女性難民の統計をとりあげ、すべての国がジェンダー統計に取り組むようになったが、妊産婦死亡、リプロダクティブ・ライツ、女性に対する暴力、周旋/強制売春に関して、またあらゆる形態の仕事、家族責任の分担とその女性の経済的/公的生活での参加への影響等についての改善他が必要だとした。3つのセッション (I-Pa 4, C-Pa4a) を通じて、アラブ地域、パレスチナ、ルーマニア、ブルキナファソ、エジプト、ニジェール、アルゼンチン、ラテン・アメリカ、ヨルダン、インドのカルカッタ州でのジェンダー統計とそれへの取り組みが報告された。IPセッションでは、ISI メンバーにおける女性統計家の少なさが説明された。ちなみに、日本の会員では 109 名中 2 名であった。中東・南米、アフリカでの取り組みが多数報告されたのが特徴であった。また、インドの NGO のメンバーから、政府統計と実態との食い違いも厳しく指摘された。

3.6 その他の問題

その他、重要性においては劣らない多くの問題がとりあげられたが、立ち入る余裕はない。その全体に関しては、改めての指摘であるが、表 2 (p.156) のテーマ (大、中) を参照していただきたい。以下では、若干の項目をあげて簡単にふれるにとどめる。

労働における人権 児童労働の他、労働の場における人権侵害がとりあげられた。人権を考えるときに、生活の大きな部分をしめる労働の場、職場における人権の擁護・促進は基本的に重要である。これはグローバル化の中で、国際競争が優先されている今日の状況、先進国の中でもとりわけ、職場での人権無視・権利無視が、性差別と重なりながら横行している日本にとって重要である。ここでは、ILO の国際労働基準に対する各国の状況を把握し、改善をうながす中での統計の問題が焦点になる。本所報は、Decent Work 研究として ILO 国際労働研究所が、結社、団交の自由、強制労働の橋、雇用と職業における差別等に関して指標づくりを進めていることに関する報告を訳出した (本所報 III 部 8 David KUCERA 論文)。

民主的過程と統計に関連する問題も、人権をかかげた今回の会議で重視され、多くのセッションが組まれた。5 日 (火曜日) の午前の単一セッションだけの時間帯に招待論文 (I-Pa) セッションが配置された。その午後にも I-Pa と C-Pa セッションも設定された (3 と 4、特に 3)。ここでは、人権の擁護・促進における、また社会の民主的発展過程 (開発途上国、移行諸国、南アフリカ、スペイン等) における、自由な選挙における統計の重要性が語られた。この中で、メディアにおける統計の利用は増大していくものとして重視すべき一方で、

その一面的利用・誤用の危険も指摘された (3b)。これに関わって、統計の誤用を歴史にさかのぼって第二次大戦中の政府統計 (3c) を検討し、また、国際戦争犯罪法廷での統計 (I-PL4) 利用を吟味するという試みも注目されるべきである。その他、会議の基本におかれていて、全分野の統計問題で要請される政府統計過程の透明性と情報公開自体が、この民主的過程の問題である。

移民、難民・棄民の人権と統計に関しては、途上国における経済発展とともに、生じる地方から都市への移民の数と状況、バルカン半島、パレスチナ、アジアで、特に民族紛争等を契機にして増大している難民の、難民保護条約を締結していない国へ移動の数と状況の把握が重要とされた。これは、先進諸国における外国人排斥、外国人労働者の差別とも関連して注目すべきである。

マイノリティーに関する統計に関しては、差別的状況下にあることと、その把握が容易でないことにかかわる。2つのセッションが設定された (5b)。今後、クローズアップされる問題として注目しなければならない。

健康と人権は、HIV/AIDS、女性の健康がリプロダクティブ・ヘルスをふくめて、そして女性に対する暴力をふくめて、差別を受けることなく保健サービスへのアクセスを確保する権利として論じられた。1セッション (C-Pa 7 b) があてられたが、この問題も貧困、生活条件、そして開発等広いテーマと深く関連する。多くのセッション内の個別報告も健康問題にふれていた。

教育と統計に関しては、子どもの権利の箇所でもふれた。教育それ自体をタイトルとしたセッションは1つであったが、この問題も、開発、人権の全分野に関わる。多くのセッションの報告においてとりあげられた。

政府統計政策と人権・開発は、政府統計活動が、人権や開発問題をその活動の中心にどう据えて、取り組みを強化するかの問題である。一般に、政府統計が広い統計利用者—公衆—に開かれた形で、高い品質の統計を、効率的にどう生産し、配布していくかというトピックスは、IAOS がこれまで中心課題の一つとしてとりあげてきた。特に 1990 年代には、政府統計活動での情報技術の活用が大きく前進して、統計情報の公衆への配布で進展が見られた。もう一つには、配布される統計情報と政府統計活動自体を自己評価あるいは同業者評価に供するという動きの急速な展開がある¹⁰。政治的自由その他をふくむ人権問題の統計とのかかわりでは、人権や開発に関する統計の生産や配布、分析という会議全体のテーマに加えて、情報へのアクセス可能性とともに、他方で、秘匿性やプライバシー保護も人権問題である。これが、政府の統計政策や制度における固有の問題であり、セッションが設定された (8)。今日の世界の状況下では、政府サイドでの統計による現実の隠蔽や

¹⁰ 伊藤陽一 (1999) 「『統計の品質』をめぐって—翻訳と論文」『統計研究参考資料』No.61 (法政大学日本統計研究所) —これが第1報にあたる。第2報として、同 (2000) 「『統計の品質』論と統計制度の品質をめぐって」(経済統計学会全国総会[2000.9]の報告時の配布論文)がある。

一面化対して、NGO 等が情報源を秘匿しながら対抗する活動も重要である。これらをふくむ問題も指摘された。いうまでもなく、人権や開発を統計活動に組み入れるための国際的な協力、技術援助等の必要が指摘され、その枠組みが、今後用意されていくであろう。

その他として、**社会保障と統計**のセッション (C-Pa7C) もあった。

4 会議の意義と今後に向けて—むすびに代えて

以上、会議の全体を紹介してきた。最後に、特に会議が示した「会議の結論の要約」をコメントして、本稿のむすびとしたい。

第一に、冒頭でもふれたが、開発と人権にかかわる現代の世界の最重要問題との統計との関わりを、大規模に報告、検討、論議をし、今後のこの領域での研究や運動の発展への基礎を獲得した意義は非常に大きい。ここには、統計、開発、人権に関わる専門家が参加したこと、また政府サイドだけでなく、NGO の参加も得たことが、論議を幅広いものにした。

第二に、会議は、研究や論議を行動に結びつける精神、具体的経験を交換し合うという実践的性格を強く持っていた。学会としては異例と思われる「会議の結論の要約」をまとめあげ、さらに、そのフォローアップのための将来的組織の構築をも展望に入れている。もちろん、予備的なものであるとかの一定の断りを入れてのことであるが。この実践的性格は、会議参加者が、国連関係機関や諸政府の統計機関、さらに人権や開発運動体からの代表者が多く、日ごろの業務が、語りっぱなしには終わらせずに、具体的な政策立案と政策実施、そして進捗度の点検等に携わっていること、そしてとりあげられている諸問題は悠長な論議に委ねる性質のものではないことによっているだろう。これらの点が、これまでの IAOS や ISI 会議とは、異なる迫力を会議全体にもたらしたように思う。この傾向が強まりすぎると、会議は政府間会議といった行政関係者の会議になってしまう。しかし、会議の内容が、多面的—政府統計の光と陰—な指摘と相互批判を保ちつつけている中での、こういった実践性は、ある意味では政府統計活動と分かちがたい統計研究の積極的性格を示すものであり、許されてよいと思えた。

第三に、会議での論議は、政府統計の在り方に大きな問題をなげかけ、またきびしく監視されることを意味する。政府統計活動が、広い公衆の意向をくみ上げ共同して、透明性や公開性を持つ体制等でどれだけ前進しているか、といった制度的在り方—広い意味での統計の品質 (前掲、p.20 脚注 9) 問題—は既に問われている。この会議は、政府統計が生産する統計内容もまた改善されるべきことを要求している。これは、またまたひるがえって政府統計が市民運動等とどう連携するかという体制・政策の問題にはねかえるのであるが。

第四に、今回の会議では、統計の必要性と同時に、統計の一面性、時には虚偽があるこ

とも指摘され、統計は現実の文脈の中で解釈されるべきこと、実質理論が媒介されるべきことが正しく指摘された。このことの意味をさらに追求するなら、1.1 や 1.2 で指摘したが、今日の世界の統計編集や指標構築に大きな影響力を持っている世界銀行を中心とする国連機構の限界をもまた留意すべきことを意味するだろう。人権と開発の問題に取り組むことによって、貧困、ジェンダー、子ども、マイノリティなどこれまでの世界や各国が軽視してきた諸問題に光を当てることになった。ここには、草の根的 NGO 等の運動のつきあげや下支えも働いている。このことは大きな前進である。しかし、この動きは主要先進国の醵金に依拠する国連機関と、諸国政府統計によって主導されている。こういった限界を超えるには、草の根からの運動の力が主力になるうが、ここではアカデミーからの専門的貢献が求められる。これとの関係で IAOS 活動、そして現在の国際的統計活動等へのアカデミー領域からの参加や関与の必要がより大きくなってきていると思われる。